

平成30年2月1日

## 射水市公園内飲食物等販売設置事業者募集要項

下記により営業者を募集しますので、営業を希望する方は応募書を提出いただくようお願いします。

射水市長 夏野元志

記

### 1. 募集目的

射水市内の各公園において、飲食物等の販売を行い、来園者の利便性の向上を図るため営業する事業者（以下「事業者」という。）を募集するものである。

### 2. 設置場所等

(1) 名称 三日曾根公園、足洗潟公園、薬勝寺池南公園、薬勝寺池公園、歌の森運動公園、大島中央公園、グリーンパークだいもん、その他の公園（※1）

(2) 所在地、設置場所 別添位置図のとおり

(3) 設置面積  $10\text{m} \times 6\text{m} = 60\text{m}^2 / 1\text{店}$ （※2）以内

※1 市有地の公園を対象とします。詳細は都市計画課にお問い合わせください

※2 面積には、移動販売車両、テント、容器・ゴミ等回収ボックス、発電機等の設置部分を含みます。なお、飲食物販売に支障がないか事前に設置場所を確認してください。

### 3. 応募資格要件

次の掲げる要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができる。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員でないこと。また、これら暴力団及び暴力団員と、密接な関係を有していないこと。

(2) 富山県暴力団排除条例に関する規則第3条に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有しない者。

(3) 次のいずれかに該当しない者。

①暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与している者。

②自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

③暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

④暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者。

- ⑤暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 過去に都市公園内の営業において不誠実なを行いのない者。
- (7) 会社更生法若しくは民事再生法に基づく更正若しくは再生手続中でない者。

#### 4. 営業に伴う条件等

##### (1) 営業形態

- ①指定場所にて営業するものとし、指定場所以外での営業はできない。なお、指定場所は、営業の都度、指定を変更することもある。
- ②事業者は、都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条及び射水市都市公園条例第7条の規定に基づき、公園内行為（使用）許可申請を受けて営業するものとする。
- ③営業形態については、申請により例外を認める場合がある。

##### (2) 販売品目等

飲食物、野菜・果物等、手作り品（フリマも可）、雑貨、その他

※販売品目の詳細については、事業者が決定した後に、射水市に書面にて販売品目の詳細について承諾を得るものとする。なお、販売品目は、公園利用者のニーズに合った品揃えで、かつ社会通念上妥当で利用しやすい価格設定にすること。また、全ての売場において酒類の提供はできない。

##### (3) 営業時間

午前9時から午後5時までを基本とし、天候による時間短縮及び延長は、射水市が判断し指示する。基本時間外の営業については、射水市と事業者にて協議するものとする。

##### (4) 使用料

1店につき1日250円（税抜）

※射水市都市公園条例 第7条第1項第1号

※射水市都市公園条例 第14条第1項（別表2の「2」）

##### (5) 必要経費

販売のために要する経費は、運営費、光熱水費、ゴミ回収ボックスの設置・回収・処理等も含め全て事業者が負担すること。

##### (6) 飲食物の場合

- ①食品衛生法第52条が規定する営業の許可を持つ者であること。

※1：飲食店営業、喫茶店営業、菓子製造業

アイスクリーム類製造業等の許可

- ②設置場所において、食品衛生法第52条が規定する許可（富山県食品衛生条例施行規則別表第4第3項（1）から（4）に掲げる臨時営業の許可）を取得または富山県高岡厚生センター射水市所に臨時食品取扱施設開設届を提出し受理された者

- ③本社及び支店等において、食品衛生法による行政処分を受けていないこと。

- ④調理等で発生した雑排水は、事業者の負担において公園外に搬出して適正に処理するも

のとし、公園内の水飲み場や側溝その他舗装などに放置・放流してはならない。なお、その放置・放流により射水市が被る被害については、射水市は営業者にその弁済を求めるものとする。

⑤事業者は、食品衛生責任者ほか、当該営業に関わる法・条例に規定する全ての必要事項の許可や加入を自らの負担において、営業を始める日までに完了すること。

⑥食品衛生法その他関係法令等を遵守し、衛生管理及び感染症対策を徹底すること。

(7) その他利用上の制限等（契約期間中は、次の事項を遵守すること）

①使用料は、営業開始日までに納付すること。

②契約期間内の営業日及び営業時間を射水市に届出すること。

③販売は自ら行うこととし、権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。

④営業にあたっては、公園及び販売車等を清潔な状態に維持すること。

⑤夜間等営業しない時は、商品や設備の保安のため販売車等に施錠するなどし、管理すること。

⑥市は、必要があると認めた場合は、販売車内等を随時点検することができる。

⑦売場の販売員等は、事前に射水市に申請された名簿に記載された者とし、販売時には指定する書式の名札を掲げること。

⑧売場の販売員等は、来園者には公園管理職員と同様に市民本位のサービス精神を保持し、来園者に対して適切な礼儀と言葉遣いをもって対応し、来園者に不快感を抱かせないよう対応すること。

⑨売場の販売員等の服装や風貌、応接態度が一般的に粗野とみなされるような者に販売をさせてはならない。

⑩事業車両の公園内への進入において、車両が舗装他公園を破損・損傷させないよう留意するものとし、破損・損傷させた場合は、直ちに射水市にその旨を報告し、営業者の負担において原形に復すること。

⑪営業者は営業中、使用する電力や発電機などに来園者が設備に不用意に触れないよう管理すること。

⑫公園内を営業車両が移動するときは、安全を最優先に時速10Km以下で徐行し、来園者にクラクションなどを鳴らしてはならない。

⑬許可車両以外の車両を公園内に乗り入れてはならない。

⑭園内は禁煙とすること。

⑮公園のイベントや工事等により、公園の利用が制限される場合や、他の業者による仮設店舗が出店される場合の営業補償はしない。

⑯公園施設の損傷や故障等により営業に支障が及んだ場合も営業補償はしない。

⑰出店利用者専用の駐車スペースは設けず、公園利用者と共同で利用すること。

⑱公園利用の妨げとなる迷惑行為等は行なってはならない。要項等の条件を遵守できない場合は、射水市の判断により途中でのその日の営業を停止させ、又は、登録を取り消し、以後の契約期間内の全ての日の営業をさせないことがあるものとし、その場合、既に納入した使用料は返還しない。

⑲前記⑱により営業を中止させ、又は登録を取り消すことによって登録者が被る損害につ

いては、射水市はこれを補償しない。

- ⑩射水市の都合及び、相当の荒天などで営業が困難であると射水市が営業開始前に判断した場合には射水市は使用料を営業者に返還できるものとする。
- ⑪事業者は、相当の荒天などで予定の営業を中止できるものとする。また、営業開始後に雨天等により中止する場合は使用料を返還しない。なお、これによって生じる営業者などの損害は補償しない。
- ⑫商品の管理は事業者が責任をもって行うものとし、当日の事故、損害等について射水市は一切責任を負わない。
- ⑬事業者は設置場所付近にゴミ箱を必ず設置することとし、設置場所及び周辺は各自美化に努めること。また、営業終了後は、必ず周辺を清掃し、ゴミ、ゴミ箱及び売れ残った商品など全ては持ち帰ること。
- ⑭搬入・搬出時間及び経路などは、射水市の指示に従うこと。
- ⑮関係法令などの遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこと。
- ⑯販売及び商品等の問い合わせなどは連絡先を表示し、事業者の責任において対応すること。
- ⑰事業者は、出店場所の使用に当たり、市または第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければならない。

## 5. 申込書の受付

### (1) 提出方法及び提出先

申込みは、郵送又は持参によるものとし、次の提出先に必要な書類を提出すること。  
なお、郵送の場合は、封筒に「申込書在中」と明記してください。

<提出先>

〒939-0292

富山県射水市小島703番地

射水市 都市整備部 都市計画課 整備係

TEL: 0766-51-6680

FAX: 0766-51-6693

### (2) 受付期間

平成30年2月1日より随時(出店希望日が集中する場合は先着順とする。)

### (3) 提出書類

- ①売店など営業申請書(書式1)
- ②売店営業内容提示書(書式2)
- ③売店の販売員等の名簿(書式3)
- ④全ての税に滞納がない旨の証明書(コピー可)※発行後3カ月以内のもの
- ⑤証明書類(コピー可)※発行後3カ月以内のもの

- ・法人の場合法人登記謄本（履歴事項全部証明書）
  - ・個人の場合住民票
- ⑥法人の場合は、役員一覧
- ⑦営業許可証（コピー）
- ⑧社員一覧（営業車に配置する社員の名簿）
- ⑨自治会長、町内会長等の同意書（市民協働事業にて管理を行う公園の場合）

## 6. 設置事業者の決定

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、「3. 応募資格要件」に定める資格をすべて満たしている店（者）を選定対象者とする。
- (2) 選定対象者のうち、射水市が販売品目等を審査し、適当であると認める応募申込者を事業者とする。

## 7. 契約の締結

- (1) 設置事業者に決定された方は、射水市が別途定める期日までに契約を締結すること。
- (2) 契約の締結及び履行に関する費用等は、すべて事業者の負担とする。

## 8. 設置事業者決定の取消し

- (1) 正当な理由なくして指定する期日までに契約等の手続きに応じなかった場合
- (2) 応募者の資格を失った場合

## 9. 問合せ先

〒939-0292  
富山県射水市小島703番地  
射水市 都市整備部 都市計画課 整備係  
TEL : 0766-51-6680  
FAX : 0766-51-6693  
Mail : toshi@city.imizu.lg.jp